

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）の定款第23条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事たる常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 前条第1号に規程する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

| 別表（第5条及び第6条関係） | | | |
|------------------------|------|------|--|
| 決 裁 事 項 | 決裁権者 | | |
| | 理事長 | 常務理事 | |
| 事業計画及び予算案の作成 | ○ | | |
| 事業報告及び決算案の作成 | ○ | | |
| 人事及び給与制度の立案 | ○ | | |
| 重要な使用人以外の者の任用 | ○ | | |
| 国外出張 | ○ | | |
| 役員及び重要な使用人の国内出張 | ○ | | |
| 契約の締結 | | | |
| 1件 1,000,000 円以上 | ○ | | |
| 1件 1,000,000 円未満 | | ○ | |
| 1件 1,000,000 円未満（事業関係） | | ○ | |
| 支 出 | | | |
| 1件 1,000,000 円以上 | ○ | | |
| 1件 1,000,000 円未満 | | ○ | |
| 1件 1,000,000 円未満（事業関係） | | ○ | |
| 職員の教育・研修に関する件 | | ○ | |
| 渉外に関する件 | | ○ | |
| 福利厚生に関する件 | | ○ | |
| 対外的な文書の発簡 | | | |
| 特に重要なもの | ○ | | |
| 重要なもの | | ○ | |
| （内事業に関するもの） | | ○ | |
| 一般事務連絡 | | ○ | |
| （内事業に関するもの） | | ○ | |